

### インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項第 2 号によるインフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の幼児の出席停止期間は、『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで』とされています。下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、園へ提出してください。

保護者記入欄

保育園 歳児（ 組） 氏名：

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

体温	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目	
月日	/		/		/		/		/		/		/		/		/	
	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
体温℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40℃																		
39℃																		
38℃																		
37.5℃																		
37℃																		
36℃																		

この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日目として、そこから5日間（計6日間）は登園できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が3日間経過しないと登園できません。

園長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後3日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

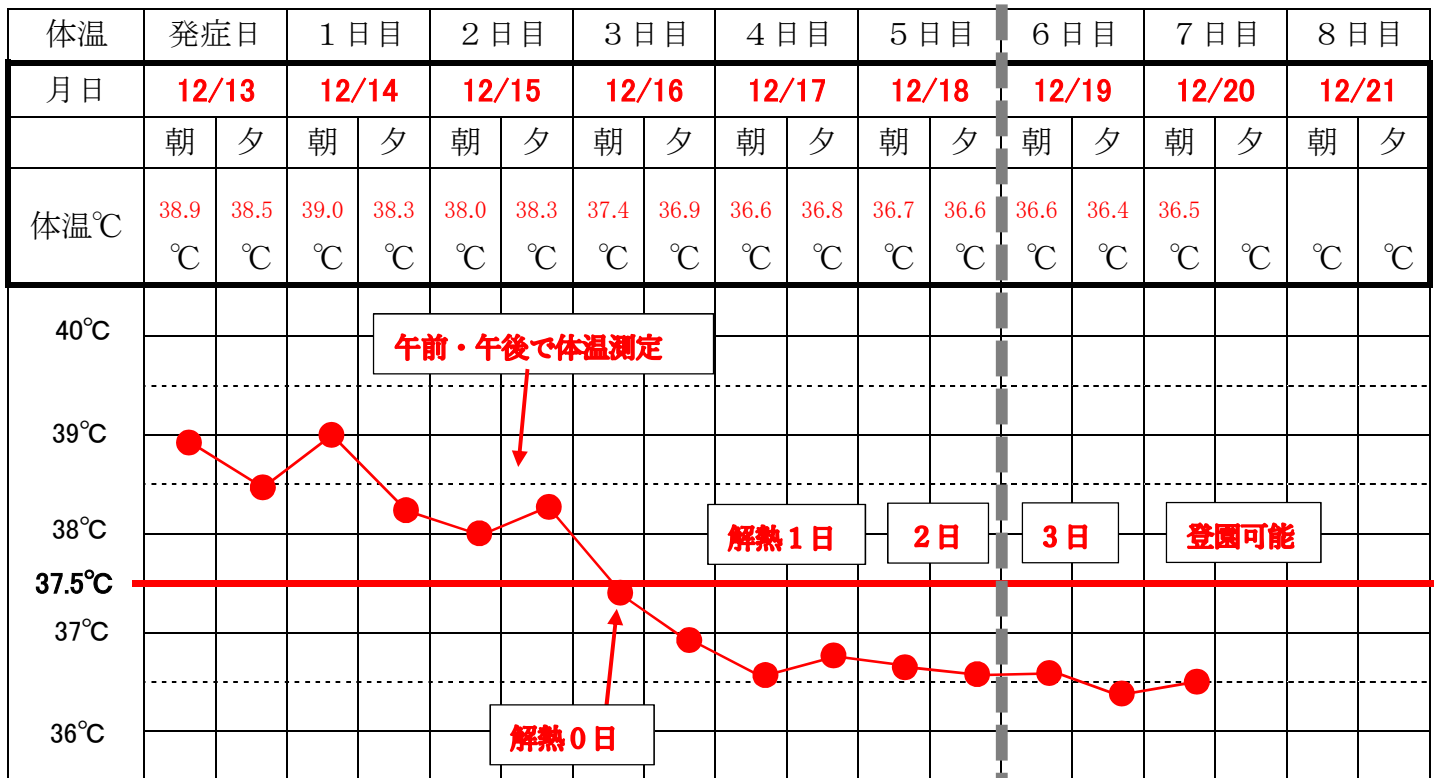
インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項第 2 号によるインフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の幼児の出席停止期間は、『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで』とされています。下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、園へ提出してください。

保護者記入欄

〇〇保育園 5 歳児 (△△組) 氏名: 森町 花子

体温記録表 (体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください)



この日までは必ずお休みとなります

8 日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の 1 日 2 回測定してください。

※発症した日を 0 日目として、そこから 5 日間 (計 6 日間) は登園できません。また、平熱 (37.4 度以下) となった日を解熱 0 日目として、平熱 (37.4 度以下) の日が 3 日間経過しないと登園できません。

園長 様

上記の通り発症から 5 日間を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 4 年 12 月 20 日 ← 登園可能日と保護者氏名を記入

保護者氏名 森町 太郎